

野木沢地区(中野地区、曲木地区)実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石川町	野木沢地区(中野地区・曲木地区)	令和4年1月31日	令和4年1月31日

1 対象地区の現状について

①地区内の耕地面積	302ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	154.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	78.48ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	47.21ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.59ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>野木沢(中野・曲木)地区の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が47.21ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が2.4haであり、耕作者未定の農地を補うことができず、今後地区の農業を守り維持していくためには後継者の確保、育成が必要である。</p> <p>【地域の話し合いにおいて出された課題】</p> <p>①傾斜地が多いため、草刈りの労力・費用がかかりすぎる。</p> <p>②米価が低いにも関わらず肥料価格・農業用機械の価格は高騰しており、採算が取れないため、後継者が農業を継承してくれない。</p> <p>③中野地区については、耕作者が減少しているので、新規就農者や入作等を受け入れていくべきであるが、水利の関係や土地所有者が細分化されている等の課題があるため難しい状況にある。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>野木沢(中野・曲木)地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者6名(うち法人2法人)その他4経営体が担っていくほか、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	10経営体		31.7 ha		34.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・農地の維持・管理への取組方針

草刈りにかかる費用・労力の削減のため、防草ネット又は雑草が生えにくくなるグランドカバーの導入やシルバー人材への草刈りの作業委託を検討し、地域の中心経営体が営農に集中できるようにする。

・農業所得向上のための取組

米の販売価格を高めるために、GAP等付加価値を生む制度の活用を検討するとともに、地域全体で飼料用米に取組み生産調整に努める。

・他地域の担い手誘導、後継者及び新規就農者確保のための取組方針

他地域からの入作の受け入れについては、耕作者同士で話し合いの機会を設け水管理等のルールについて意思疎通を図る。また、新規就農者を受け入れるためには、条件のいいほ場が必須であると考えられるため、一部区画の整理を検討する。